

四日市市告示第38号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号、以下「法」という。）第51条の17第1項第1号及び四日市市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成24年四日市市規則第38号、以下「細則」という。）第18条の規定に基づき、指定特定相談支援事業者の指定をしたので、法第51条の30第2項及び細則第20条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成27年1月30日

四日市市長 田中俊行

- 1 事業者の名称
株式会社エスポワール
- 2 事業者の主たる事務所の所在地
三重県四日市市高花平二丁目1番地63
- 3 事業所の名称
特定相談支援事業所 オリーブ
- 4 事業所の所在地
三重県四日市市小林町3018番地23
- 5 指定年月日
平成27年2月1日
- 6 事業の主たる対象者
特定無し
- 7 事業所番号
2430201372
- 8 事業の種類
指定計画相談支援

（健康福祉部 障害福祉課）